

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のC内の食堂D店（以下「D店」という。）で調理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年10月27日、E医療機関を受診し、「左肩関節周囲炎」と診断され、その後症状が改善しないとして、同年11月10日、F医療機関に転医し、「左肩腱板断裂」（以下「左肩関節周囲炎」及び「左肩腱板断裂」を併せて「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、同年10月12日、D店で作業中、炊飯釜の内釜（約10kg）を自分の頭上の高さまで持ち上げた際に左肩をひねり痛めた（以下「本件災害」という。）という。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成30年4月1日から同年5月12日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年5月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件災害により発症したものであり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

ア 本件災害について、請求人は、平成30年7月24日付け聴取書において、「平成29年10月12日午前11時50分頃、ランチの準備作業中、ガス釜で炊いたご飯を大型炊飯ジャーの内釜に移し、その重さ10kgぐらいの内釜を大型炊飯ジャーの中へ入れるため頭上の高さまで持ち上げた時に左側にひねり痛めた。この時、店長と昼のパートの3名がいたが、店長は夕方の調理の準備をしており、他のパートの人もそれぞれが自分の担当に忙しくて、見ている人はいなかったため、誰にも報告せずに痛みを我慢しながら、何とかランチの準備を行った。午後1時45分ぐらいに社員のGが出勤してくるので、Gに報告した。」「負傷後は、すぐに病院へは行かず、肩の痛みがあったが、すぐに治るだろうと思っていた。翌々日に社員のHに相談し、重い物は持たないような仕事を行い、シフトどおりに勤務した。夜寝る時に肩が痛くて眠れなくなったので、同月27日、F医療機関を受診したが、はっきりとした診断はしてもらえず、加齢もあるので治療はブロック注射をしましょうと言われ、痛みを和らげる治療を受けた。」旨述べ、また、平成30年4月25日付け電話聴取書において、「負傷後は、店長には言いにくかったので、Gに報告し、その後、肩が上がらない旨を周囲に話し、周りに手伝ってもらいながら、出勤した。」旨述べている。

イ 一方、店長は、平成30年9月4日付け電話聴取書において、「本件災害当日、請求人と一緒に働いていたが、負傷したとの報告は受けていない。仕事も特に変わった様子はなく、請求人から実際に報告を受けたのは、年明け

の（同年）2月頃だったと思う。（平成29年）10月以降、請求人からシフトをたくさん入れるように要望があったが、肩を痛めていることを知っていれば、別の対応をしたと思う。10kgぐらいの釜を持つ作業は、請求人よりも年配のパートも行っているが、肩の痛みを訴えた者はいない。」旨述べている。また、Gは、平成30年8月27日付け電話聴取書において、「本件災害当日、請求人が早番で私が遅番だったので、請求人が負傷した現場にはいなかった。当日にけがをしたという報告があったかは、大分前のことなので覚えていない。（平成29年）11月か12月頃にシフトと一緒にいる機会が多かったが、その時に原因は聞いていないが、肩が痛くて、炊飯ジャーが持てないことや夜寝るときに痛くて眠れない等の話を聞いた記憶がある。10kgのご飯を肩の高さまで持ち上げる作業は、女性のパートもやっており、私自身は特に重労働とは思わないが、力のない人や肩の弱い人は大変だと思う。」旨述べている。さらに、Hは、電話聴取書において、「本件災害当日はシフトでなかったもので、当日にけがをしたかどうかは分からない。炊飯ジャーを持ち上げる時に肩を痛めたことは、同年12月末から平成30年1月上旬ぐらいにと聞いた記憶がある。」旨述べている。

ウ 会社は、平成30年4月10日付け理由書において、本件災害に係る会社の見解について、要旨、次のとおり述べている。

(ア) 店長は、請求人がけがをしたことも知らなかったし、報告も一切受けていなかった。

(イ) 社員のGとHは、「D店の業務で肩を痛めたことは聞いていないが、請求人が肩を痛がっていることは知っていた。請求人が高齢でもあり、ダブルワークをしているのも原因だろうと推測し、重いものは持たせないように対応していた。」と説明している。

(ウ) 本件災害当日に勤務（シフト）が一緒であったパート6名に確認したが、誰も請求人がけがをしたところを見ていない。

(エ) パート13名に確認したところ、そのうち2名は、請求人が「肩を痛がっていた。」と述べている。うち1名は、「原因については聞いたことはない。」とのことだった。もう1名は、「仕事で痛めたとは聞いたが、D店の仕事かどうかは聞けなかったので分からない。」と答えている。

エ 本件災害と本件傷病との因果関係に関する医学的意見をみると、次のとお

りである。

(ア) I医師は、平成30年9月10日付け意見書において、要旨、「(傷病部位、診断名)左肩関節周囲炎、(因果関係)不明」と述べている。

(イ) J医師は、平成30年6月16日付け意見書において、要旨、「(傷病部位、診断名)左肩腱板断裂、(因果関係)いつ断裂したかの詳細は不明だが、手術中の所見としては断裂してから1年以内」と述べている。

(ウ) K医師は、平成30年9月14日付け意見書において、要旨、「請求人の主張する災害発生状況と傷病名である左肩腱板断裂との関連性を認めることは困難」と述べている。

オ 以上によれば、本件災害時に請求人と一緒に勤務していた店長は請求人の負傷を現認しておらず、当時、同人への報告もされていなかったこと(なお、請求人が店長に報告したのは、請求人と店長との間のSNSから、同年3月19日と認められる。)、請求人は、本件災害について、当日午後Gに報告し、翌々日Hに相談した旨申述しているが、両名の申述をみても、これらの事実を確認できないこと、会社が本件災害当時勤務していたパート13名に確認した結果をみても、本件災害を現認した者は確認されておらず、このうちパート2名が、当時請求人が肩を痛がっていた旨述べているものの、その原因については、請求人から何も聞かされていなかったことから、請求人が主張する本件災害による負傷の事実は認められないし、他にこれを裏付けるに足りる資料はない。

また、医学的意見を精査するも、I医師、J医師及びK医師は、いずれも本件傷病と本件災害との相当因果関係を認めておらず、本件傷病は本件災害によるものとはいえない。

さらに、肩腱板断裂については、重い物を持ち上げたことなどによる場合もあるが、家事などの日常の生活活動や加齢等の要因による場合も多いことを勘案すると、本件傷病の原因は不明であるといわざるを得ない。

カ 請求人は、会社の調査は、聴取対象者の選定に恣意が働いており、請求人が本件災害の翌日にSNSで、作業中に肩を痛めたことを知らせていたLからの聴取がされておらず、信用性に乏しいと主張している。しかしながら、シフトをみると、Lは本件災害当日に勤務しておらず、請求人と同じ時間帯の勤務については13日後であることから、会社の聴取対象者の選定が不

適切であったとまではいえない。なお、同人の陳述書をみても、「ランチの作業中に肩を痛めたことを聞いていました。」と述べるのみで、本件災害発生状況等の具体的な内容は述べておらず、同陳述書から本件災害の発生を推認することはできない。

また、請求人は、Gが請求人との間のSNSで「俺は口出さないように言われているのでノーコメント」と発言しており、会社側から口止めされていたことがうかがわれると主張しているが、同発言には療養補償給付たる療養の給付請求書の「⑩災害発生の事実を確認した者の職名、氏名」欄に請求人がGの名前を勝手に記載したことへの不満も添えられており、同発言は請求人から依頼された労災の証明を断る際の口実と思われることから、この発言をもって直ちに会社側の口止めがあったとはいえない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

キ 以上のとおりであるから、決定書理由に説示のとおり、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものということとはできない。

(2) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月19日